

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一

○都道の区域変更(二件)……(建設局道路管理部路政課)……一

### 公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……(同)……四

### 正誤

○平成二十八年十二月十三日付東京都告示第九百八十五号……六

## 告示

### 東京都告示第五百九十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成二十九年十月二十七日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エコロジサイエンス

(二) 代表者氏名 代表取締役 中野 健一

(三) 主たる事務 港区六本木六丁目八番二十九号一〇所の所在地 一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三四二号

(五) 免許年月日 平成二十八年九月二日

### 東京都告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十九日

東京都知事 小池 百合子

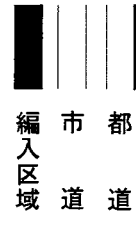
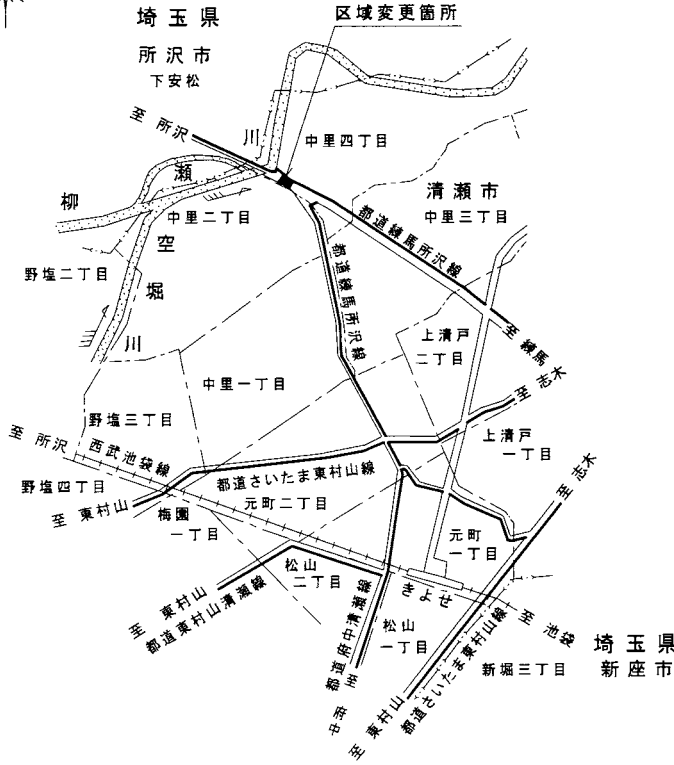
一 路線名 練馬所沢

二 変更の区間 清瀬市中里四丁目千二百九十六番五地先から同所千二百九十五番一地先まで

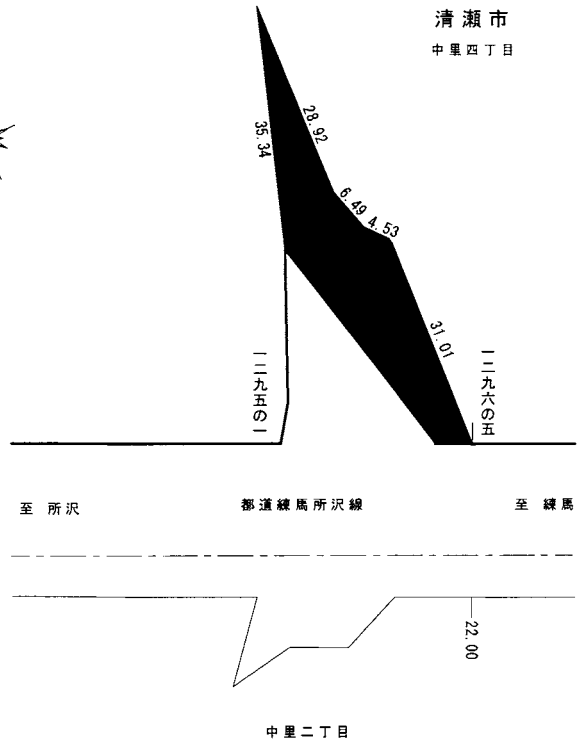
三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図

都道練馬所沢線区域変更略図  
清瀬市中里四丁目地内

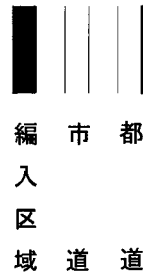


延長 三〇・七〇メートル  
面積 四八九・五八平方メートル

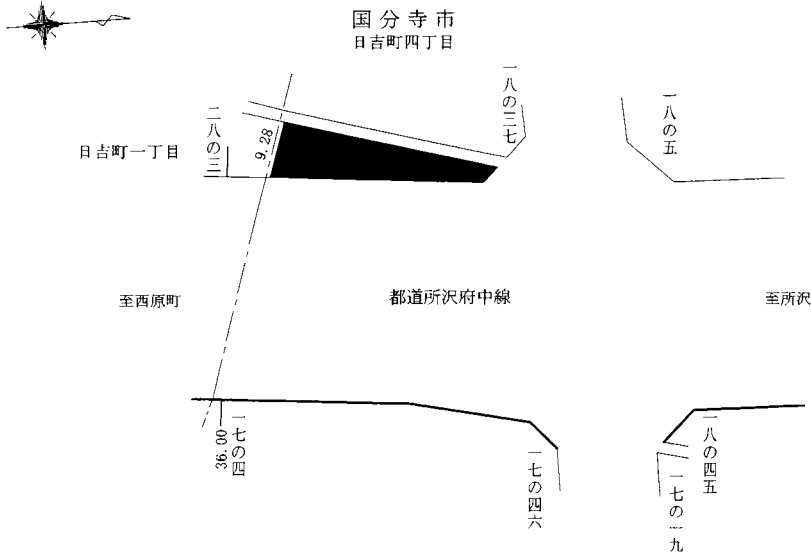
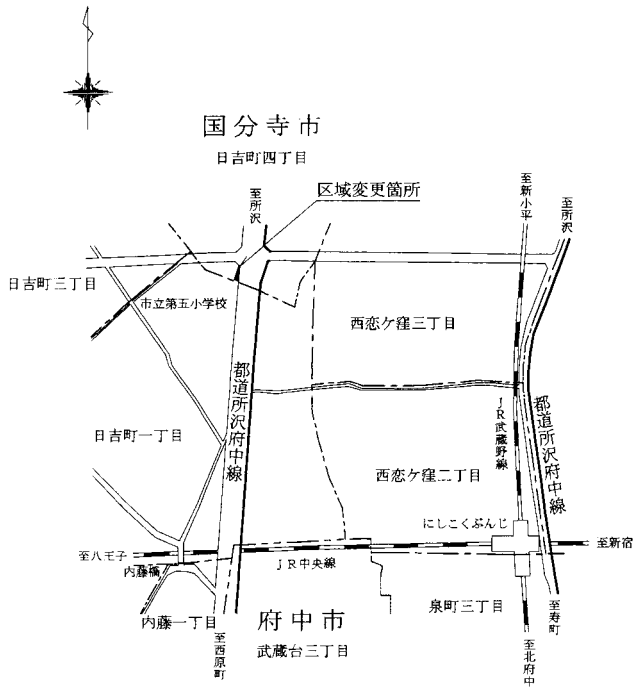


別図

### 都道所沢府中線区域変更略図 国分寺市日吉町四丁目地内



延長 三六・七三メートル  
面積 二〇六・四七平方メートル



●東京都告示第千五百九十八号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年十月十九日から起算して

- 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年十月十九日  
東京都知事 小池百合子
- 一 路線名 所沢府中

- 二 変更の区間 国分寺市日吉町四丁目十八番三十七地先から同市日吉町一丁目二十八番三三三三番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) マミーマート足立区島根店
- 二 店舗所在地 足立区島根四丁目百九十四番一ほか
- 三 設置者名 株式会社マミーマート
- 四 設置者住所 埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マミーマート
- 六 新設をする日 平成三十年五月二十八日
- 七 店舗面積の合計 二千十一平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六十九台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百五十七台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北東側 百十六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十五・一四立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時三十分

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯

十七 届出日 平成二十九年九月二十七日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から平成三十年二月十九日まで。ただし、

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック
- 二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十九番一号
- 三 設置者名 株式会社池袋ショッピングパーク
- 四 設置者住所 豊島区東池袋一丁目五番六号
- 五 変更前の設置者の代表者名 齊藤 均司
- 六 変更後の設置者の代表者名 宮本 雄二
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 有限会社吉沢ほか二十六名
- 八 変更後の小売業者 有限会社吉沢ほか二十一名

<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パルほか五名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 大田区山王二丁目五番六号三〇二 (株式会社サン・レイランカン) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 大田区上池台一丁目九番四号(株式会社サン・レイランカン) ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 井上 隆太(株式会社パル) ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 松尾 勇(株式会社パル) ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十九年三月一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十九年九月十二日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から平成三十年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 トピレックプラザ</p> <p>二 店舗所在地 江東区南砂六丁目七番十五号</p> <p>三 設置者名 トピー工業株式会社</p> <p>四 設置者住所 品川区大崎一丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか九名</p>
<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか八名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか三名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 梅本 和典(イオンリテール株式会社) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式会社) ほか</p> <p>十 変更日 平成二十九年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十九年九月二十八日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から平成三十年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>
<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十九年十月十九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック</p> <p>二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十九番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社池袋ショッピングパーク</p> <p>四 設置者住所 豊島区東池袋一丁目五番六号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後八時三十分</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後九時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十一月一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から平成三十年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 トピレックプラザ</p> <p>二 店舗所在地 江東区南砂六丁目七番十五号</p> <p>三 設置者名 トピー工業株式会社</p>

四 設置者住所 品川区大崎一丁目二番二号

五 変更前の駐車場の  
位置及び収容台数 店舗内 七百二十五台

六 変更後の駐車場の  
位置及び収容台数 店舗内 五百四十台

七 変更日 平成三十年五月二十九日

八 届出日 平成二十九年九月二十八日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十 縦覧期間 平成二十九年十月十九日から平成  
三十年二月十九日まで。ただし、  
東京都の休日に関する条例(平成  
元年東京都条例第十号)に定める  
休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

正 誤

○平成二十八年十二月十三日付東京都告示第九百八十五

号

ページ一段一行

誤

正

一 下 後から六  
青梅市・あきる  
野市・八王子市  
・西多摩郡奥多  
摩町・同郡檜原  
村(以上三市一  
町一村について  
次の図に示す部  
分に限る。)

八王子市(国有  
林。次の図に示  
す部分に限  
る。)、青梅市  
・あきる野市・  
八王子市・西多  
摩郡奥多摩町・  
同郡檜原村(以  
上三市一町一村  
について次の図

に示す部分に限  
る。)

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円

六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

